

「18歳成年」教育教材の提案

契約から「ワークルール」を考える

発表者名（所属）：黒葛原 歩（千葉県弁護士会）

藤井 剛（明治大学）

1. 「18歳成年」教育教材の提案趣旨

いわゆる「18歳成年」移行後、高校では様々な実践が行われているが、その多くは「悪徳商法から身を守るために」などの消費者教育が中心となっている。しかし、18歳で成年になると、アパートの貸借契約、クレジットカードの作成、ローンを組んでの自動車購入、自分の住む場所（居所）を自分で決める、進学や就職、退学などの進路決定などについても、自分の意思で決めることができるようになる。つまり消費者教育の範疇を超え、キャリア教育や経済教育などの範囲も含まれることになるが、消費者教育以外の教材はほとんどないことが現状である。

このため、科研費を受けた本プロジェクト（基盤研究(C) 課題番号 20K02777）では、「18歳成年」を「自分のことを自分で決めることができるようになること」ととらえ、消費者問題だけではなく、自己決定や社会への参画意欲の形成など様々な視点から「あるべき18歳成年」への教材開発を行ってきた。ここでは、労働契約（ワークルール）教材とその実践を報告したい。

2. 労働契約（ワークルール）の授業実践

本実践は全3時間である。1, 3時間目を現職の教員が、2時間目を弁護士が担当する、新学習指導要領が目指す外部の専門家との連携授業である。特に2時間目は、現実の労働問題を取り上げ「なぜ労働者が守られているか」という労働法の基礎となる価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けさせ、さらに、法を制定するのは主権者である国民（＝君たち）であることを理解させることを目標とした。単元としては、「公共」の「職業選択」、または「法や規範の意義及び役割」を想定している。

(1) 1時間目：契約自由の原則とその制限としての労働法の成立

本時は、①近代市民革命を背景に、「対等」な個人が「自由」な意思で契約を結ぶことができるようになったこと、②労働者と使用者の不均衡をロールプレイで確認し、③その不均衡是正のために労働法が制定されたことを対話型の授業スタイルで実践する。

(2) 2時間目：弁護士による労働問題の実例紹介と法創造の主体としての私たち

本時は、①高校生がアルバイトなどで経験し、生活実感として認識できる労働問題の事例を取り上げ、グループ討議や問答法を利用しながら考察させる、②その際、見方・考え方（「あれ？ これはおかしいぞ！」と感じる力など）を育成するよう配慮する、③アメリカのカリフォルニア州法の例を挙げ、ウーバーイーツに代表される請負契約も、主権者である私たちによって法改正されうることを意識させる授業を行った。

(3) 3時間目：あなたの働き方

本時は、1, 2時間目を受けて、各自の理想の働き方を、①人生のリスクを回避するシステム（社会保障制度など）から、②労働形態の違いによる社会保障制度の違いから、③「働きがい」から考察させ、「自分ごと」としての「労働」をまとめさせる授業を行った。